

## 監査制度の充実強化に関する要望

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 監査体制の強化

地方公共団体に係る監査は、個々の団体ごとに、監査委員及び補佐する専任の監査事務職員により、責任をもって実施することが基本であることを明確に位置づけること。

#### 2 監査委員の独立性及び人材の確保

監査の独立性を図るため、監査委員は議会において選任できるようにし、議員・OBの選任制限を設けることなく、幅広い人材を確保できるようにすること。

#### 3 外部監査の見直し

監査委員の監査とは別に外部監査が必要とされる際、現行の契約に基づく外部監査人による監査に替わり、独立性・専門性が高く、低廉なコストで外部監査が実施できる地方公共団体共同の監査法人組織について検討すること。

平成 24 年 1 月 20 日

全国町村監査委員協議会  
第 2 1 回 定期 総 会